

栃木県小水力利用推進協議会 平成27年度事業計画

(平成27年6月29日～平成28年3月31日)

1. 基本方針

本協議会の設立に当たり、規約第2条に定める協議会の目的を実現するため、小水力の普及・拡大や産業化に向けた取り組みを積極的に進めていく。また、協議会の運営基盤をより強固なものにしていくため、会員数の拡大に向けた努力を重ねるとともに、行政機関や教育・研究機関、他の再生エネルギー関連組織との連携も強化する。

活動を機動的に行うため「産業化」と「普及」の2部会を設け、実務に当たる。

2. 小水力の普及・拡大に向けた取り組み

県内において、地域が主体となった小水力等利用事業の普及・拡大を加速するため、普及部会が中心となり以下の取り組みを行う。

(1) 相談・事業化支援業務

個別地点の適性や事業性判断をはじめ、各種許認可に関連する行政折衝、電力会社との系統連系手続きなど、小水力活用に関する「ワンストップ相談窓口」として協議会が機能することを目指していく。

特に、相談のきっかけとなることが多い個別地点の適性診断については、来所による相談や図上判断、協議会スタッフによる簡易診断も行う。適性や事業性に欠けると思われる案件はこの段階でふるいに掛けて関係者によく説明し、後々に問題を残さないように努める。

一方、事業化が見込める案件については簡易診断後も積極的にサポートを進め、合意形成や資金調達、事業主体の枠組みといった事業者が直面する諸課題の解決に向けて、助言や交渉への同席などを行うとともに、必要に応じて専門家や専門企業・機関を紹介し、会員が取り組む小水力事業をサポートする。

なお、本業務については、第1段階の簡易診断以外は原則として協議会の正会員を対象に行うこととする。

(2) 電気の有利販売に向けた取り組み

会員の経営基盤の安定を図りつつ、売電収益を原資とする地域貢献をより進めていくためには、小水力によって得られた電気の有利販売が欠かせない。協議会では、電気の有利販売に向け、以下の取り組みを進めていく。

① PPS等へのビジネスマッチング

特定規模電気事業者（PPS）や大口需要家など、小水力によって生み出された電気の価値を認め有利な価格で引き取る意思のある事業者と、会員である発電事業者とのビジネスマッチングを積極的に行う。一方、小水力によって生み出された電気の販路拡大についても、取り組みを継続的に進めていく。

② 地域PPSの育成

経済産業省が新エネルギー小委員会等で打ち出した、再生可能エネルギー電気の長距離送電をできる限り減らし、地産地消により電気を消費させるという方針に対応するとともに、売電

によって得られる財貨の地域内循環を拡大する観点から、小水力によって生み出された電気を地域で積極的に利用する「地域PPS」を積極的に育成する。

また、地域PPSの育成において重要な課題となる専門知識を備えた人材の育成や電力供給のオペレーションについては、適切な専門機関との連携を図っていく。

③再生可能エネルギー電気原産地証明制度の導入

小水力をはじめとする再生可能エネルギー電気の有利販売や販路拡大には、電気の原産地や発電方法の公的な証明が必要との観点から、発電事業者や需要家を対象とした「再生可能エネルギー電気原産地証明制度」の導入を、県に強く働き掛けることとする。

なお、原産地証明を売買の対象とした場合には再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の利用ができなくなる点や、制度を大がかりにした場合は行政コストが増大する点を踏まえ、原産地証明には「グリーン電力証書」のような金銭的な価値を与えないこととするほか、卸電力取引所等で売買される電気は証明の対象外とすることで原産地証明の有価証券化を防ぎ、あくまでも「行政による再生可能エネルギー電気の原産地証明」に的を絞ったスキームとする。

（３）小水力とちぎモデルの実現

地域が主体となった小水力発電によって得られた売電収益の一部を地域の山林や河川の保全・整備費用に充当するほか、小水力発電所の建設と林野整備の積極的な連携による森林環境の保全を行うことを通じて、地域に対してより高いレベルの収益還元を行う事業モデル（小水力とちぎモデル）の実現を目指す。小水力とちぎモデルの実現に向けては、国、県、市町村などに対して必要な施策の導入を求めていく。

（４）業界の課題解決に向けた取り組み

規制緩和を経てもダム水路主任技術者の人材難が続いていることや、早ければ今夏にもダム水路主任技術者業務について保安法人等への外部委託が認められるようになることに対応し、協議会として保安法人の設立を積極的に支援し、会員事業者が早期にサービスを利用できるよう取り組む。

3. 小水力の産業化に向けた取り組み

県内において、水車や発電機をはじめとする小水力関連産業の振興を図るため、産業化部会が中心となり以下の取り組みを行う。

（１）実用的かつ低コストの機器開発

わが国における小水力関連機器の開発において、独創性や話題性などを重視するあまり実用性に乏しい機器の開発が相次いだ結果、マイクロ水力市場における国産機への信頼低下を招いている現状に鑑み、発電効率や保守性、低コストなどを追求した機器の開発を目指す。

（２）機器開発に向けた産学官民連携の推進

小水力発電機器は多くの部品で構成されているほか、設計や製造には多方面にわたる独自のノウハウと経験が必要であり、研究・開発等には相応の投資も不可欠となる。さらに、実証の場となる水路の確保も求められることから、中小企業1社だけでの開発は極めて難しい。協議会を、開発企業や発電事業者である会員と教育・研究機関、行政、金融機関を有機的に連携させるための受け皿として機能させることで、県内における小水力発電機器の産業化を加速させることを目指す。

4. 行政や教育・研究機関との連携強化

小水力発電の普及・拡大には行政はもちろん、地域の教育機関や研究機関との連携も不可欠であるとの観点から、以下の事項に取り組むものとする。

(1) 行政イベント等への積極協力

小水力発電に対する一般の認識を高め、関心を持ってもらうことを目的に、行政など公的機関が行う再生可能エネルギー関連のイベントには、積極的に参加するなどの形で協力していく。また、地域で開催されるセミナーや研究会などへの講師派遣、県内学校に対する「出前授業」などにも取り組み、県内で生活する幅広い世代に小水力発電を理解してもらうように努めるものとする。

(2) ダム水路主任技術者育成に向けた取り組み

小水力発電普及の大きな障害となっていたダム水路主任技術者の人材難解消を目指して許可選任の要件が拡大・明確化されたことを受け、足利工業大学での養成講座開講に向け、全国小水力利用推進協議会と連携しながら取り組む。また、一定の条件を満たした高等専門学校や工業高校、農業高校の卒業生にもダム水路主任技術者許可選任の道が開かれたにもかかわらず、教育現場での認識が高まっていない現実に鑑み、高校農場協会など関係団体と連携して学校関係者に対するダム水路主任技術者新制度のPRを図る。

(3) 公的制度資金の拡充

小水力発電の普及に際しては、合意形成や人材確保のほか、多額の初期投資をどのように調達するかが課題となる。現状では民間融資に頼ることが多い半面、金融機関に水力発電事業に関する与信ノウハウが蓄積されていないこともあり、融資の審査に手間取る例が目立つ。こうした金融面での隘路を解消するためには金融機関に「安心感」を与えることが不可欠で、その手段として県による債務保証制度や一括リース、資本性劣後債などといった新たな制度資金の創設を働きかけていく。

(4) 小規模発電設備の自主保安ルール策定

先の経済産業省令等の改正に伴い、農業用水路などに設置される出力20kW未満の水力発電設備については一般電気工作物として扱われることとなり、定期点検などの負担が大きく軽減されるとともに、工事計画の届け出等も不要となった。その一方で、今回の省令等改正に当たっては、保守負担が軽減されることで安易な設置・運用を招き、水車や発電機が故障しても修理されることなく放置され、新たな「川・農業用水の粗大ごみ」となることへの懸念が一部の関係者から出されている。

協議会としては、こうした問題の発生を防止する観点から、規制緩和対象の発電設備について定期点検の実施や保守体制の明確化、発電所を廃止する際の設備撤去義務などを盛り込んだ「自主保安ルール」を策定するよう、県に働きかけを行っていく。

(5) 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会設置の推進

地域における農林水産業と調和した形で、合意形成を進めながら再生可能エネルギーを導入することを目指した、「農山漁村再生可能エネルギー法」の施行から1年余りが経過しているが、県内においてはこの法律を積極的に活用しようという動きはほとんどみられない。

しかし、「地域における合意形成が不可欠」という小水力の特性を考えると、この法律のスキームは合意形成の推進に役立つほか、法的手続きのワンストップ化が図られることや小水力では耕作放棄地に該当しない場合でも第1種農地の転用を可能としていることなど、小水力の普及にとってメリットが大きい。相談業務などを通じて農山漁村再生可能エネルギー法の活用が適切と判断される案件については、市町村などに同法に基づく協議会の設置や基本計画の策定などを働き掛けていく。

(6) 「再エネ電気の原産地証明制度」創設に向けた取り組み（再掲）

5. 会員間の情報共有に向けた取り組み

会員相互の情報共有を図り、事業遂行上に必要な情報を正確・敏速に提供するため、次の取り組みを行う。

(1) WEBサイトの開設

会員間の情報共有や一般向けなどの情報発信を行うため、サーバー賃借によりWEBサイトを開設する。サイト上のコンテンツでクローズド扱いとすることが適切なものについては、パスワード認証などの方法により会員以外の閲覧に制限をかけることができる構成とする。

(2) ニュースメールの発行

中央省庁や県の政策動向や補助金・制度資金情報、全国各地の先進事例などについて、電子メールを利用して会員に配信する。発行は当面不定期とするが、事務局の態勢が整い次第、できるだけ早い段階で定期的な配信に移行するものとする。

(3) セミナーの実施

各省庁の再生可能エネルギー政策をはじめ、電気の小売り自由化・発送電分離に伴う政策・制度の変更、業界の動向など一般のメディアで取り上げられることがほとんどないにもかかわらず小水力関係者には重要なテーマを時季に応じて選定し、セミナーを開催する。

セミナー受講に際しては、協議会の会員とその従業員は資料代負担程度の実費で参加できるようにする一方、会員外については原価を意識した受講料設定として会員に有利な仕組みとするほか、入会へのインセンティブとしても活用する。(例：会員は資料代500円、会員以外は1万5千円とし、入会した方が「お得」な設定とする)

6. 会員数の拡大に向けた取り組み

会員数の拡大は、県内における協議会の存在感を増すことにつながるほか、現状は脆弱と言わざるを得ない協議会の財政基盤の安定化にも貢献できることから、積極的に取り組んでいく必要がある。第1期となる今年度は、会員数の拡大を図るため、次のような取り組みを行う。

(1) 協議会の存在や活動を積極アピール

日常の活動において、可能なものについては積極的にメディアへの露出を心掛けて取材対応を丁寧に行うなど情報発信に努め、協議会の名称と活動を県内に行き渡らせることを目指す。

(2) WEBサイトの開設（再掲）

(3) 行政イベント等への積極協力（再掲）

(4) セミナーの実施（再掲）

7. 他の再生可能エネルギー関連組織との連携

小水力の普及に向けては、協議会がその役割を十二分に発揮することはもちろん、県内外の情報や知見を集めて協議会の活動に反映させることが重要になる。協議会では全国小水力利用推進協議会や各地の小水力団体との連携を深めていくほか、県内外の再生可能エネルギー関連組織との情報交換や交流を行って自らの活動のレベル向上に努め、小水力の普及と産業化に役立てる。

栃木県小水力利用推進協議会 平成27年度予算

(平成27年6月29日～28年3月31日)

収入の部

科目	金額	備考
会費収入	<u>130,000</u>	
個人正会員	10,000	5,000×2名
法人正会員	100,000	10,000×10社
自治体正会員	20,000	10,000×2自治体
寄付金	<u>10,000</u>	
活動収入	<u>80,000</u>	
雑収入	<u>10,000</u>	
収入の部合計	230,000	

支出の部

科目	金額	備考
事業費	<u>90,000</u>	
事業推進費	5,000	現地踏査などの費用
調査・政策活動費	5,000	政策提言のための費用
セミナー費	80,000	一般向けセミナー開催費
管理費	<u>68,000</u>	
会議費	<u>23,000</u>	
総会費	15,000	県民文化センター会議室を想定
理事会費	8,000	マロニエプラザ2回分
事務局費	<u>45,000</u>	
消耗品費	10,000	文房具類など
通信費	25,000	電話・FAX基本料(各々050)と切手代
WEBサイト管理費	10,000	ドメインとレンタルサーバー代
予備費	<u>72,000</u>	
支出の部合計	230,000	